

自己資本の充実の状況

銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（平成26年2月18日金融庁告示第7号）、銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等に規定する報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件（平成24年3月29日金融庁告示第21号）、として、当事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）及び前事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）に係る説明書類に記載すべき事項を当該告示に則り、開示しております。

【自己資本の構成に関する開示事項】

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき算出しております。なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては基礎的手法を採用しております。

【連結自己資本比率】

(単位：百万円)

項 目	平成29年3月31日	経過措置による不算入額	平成30年3月31日	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	127,749		137,527	
うち、資本金及び資本剰余金の額	69,814		69,809	
うち、利益剰余金の額	59,825		69,562	
うち、自己株式の額(△)	318		290	
うち、社外流出予定額(△)	1,572		1,553	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	520		1,105	
うち、為替換算調整勘定	—		—	
うち、退職給付に係るものの額	520		1,105	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	227		255	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,545		2,189	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,545		2,189	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,759		1,508	
非支配株主持分のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	243		242	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	133,047		142,829	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,028	685	1,141	285
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,028	685	1,141	285
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	386	486	49	37
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—	—	—
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,415		1,191	
自己資本				
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	131,632		141,637	
リスク・アセット (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,131,597		1,143,897	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△845		△2,050	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	685		285	
うち、繰延税金資産	257		12	
うち、退職給付に係る資産	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△5,700		△5,700	
うち、土地再評価差額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	3,910		3,351	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	59,622		59,324	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセットの額の合計額 (ニ)	1,191,219		1,203,222	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率((ハ)／(ニ))	11.05%		11.77%	

【単体自己資本比率】

(単位：百万円)

項 目	平成29年3月31日	経過措置による不算入額	平成30年3月31日	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	126,756		136,300	
うち、資本金及び資本剰余金の額	69,814		69,809	
うち、利益剰余金の額	58,832		68,335	
うち、自己株式の額(△)	318		290	
うち、社外流出予定額(△)	1,572		1,553	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	227		255	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,272		1,954	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,272		1,954	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,759		1,508	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	131,017		140,019	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	965	643	1,077	269
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	965	643	1,077	269
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	375	456	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,340		1,077	
自己資本				
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	129,676		138,941	
リスク・アセット (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,128,354		1,140,551	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△895		△2,078	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	643		269	
うち、繰延税金資産	250		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△5,700		△5,700	
うち、土地再評価差額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	3,910		3,351	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	58,758		58,506	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセットの額の合計額 (ニ)	1,187,113		1,199,058	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)／(ニ))	10.92%		11.58%	

【定性的な開示事項】（連結・単体）

以下、「1. 連結の範囲に関する事項」から「10. 金利リスクに関する事項」までの開示内容について、特に記載がない場合は前決算期との相違はありません。

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 自己資本比率告示第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下、「連結グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた理由
連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点はありません。

- (2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

- ①連結子会社の数
連結される子会社 3社
②連結子会社の名称及び主要な業務
・東和信用保証株式会社（信用保証業務）
・東和カード株式会社（クレジットカード業務）
・東和銀リース株式会社（リース業務）

- (3) 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称・貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
比例連結方式を適用している金融関連法人はございません。

- (4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
対象となる会社はございません。

- (5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
銀行法における大口信用供与規制といった一般法令上の制約のほか、連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は特段ございません。

2. 自己資本調達手段の概要

平成28年度（平成29年3月31日）

発行主体		株式会社 東和銀行			東和カード株式会社 普通株式 (非支配株主持分)	東和銀リース株式会社 普通株式 (非支配株主持分)
資本調達手段の種類		普通株式	第二種優先株式	新株予約権		
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	連結自己資本比率	91,334百万円	35,000百万円	227百万円	143百万円	100百万円
	単体自己資本比率	90,416百万円	35,000百万円	227百万円	—	—
配当率		—	12ヶ月TIBOR+1.15%	—	—	—
償還期限	有無	無	無	無	無	無
	日付	—	—	—	—	—
償還を可能とする特約	有無	無	無	無	無	無
	概要	—	—	—	—	—
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約	有無	無	有	無	無	無
	概要	—	平成22年12月29日から平成36年12月28日迄の取得請求期間内に本優先株式と引き換えに普通株式取得請求が可能。	—	—	—
元本の削減に係る特約	有無	無	無	無	無	無
	概要	—	—	—	—	—

平成29年度（平成30年3月31日）

発行主体		株式会社 東和銀行			東和カード株式会社 普通株式 (非支配株主持分)	東和銀リース株式会社 普通株式 (非支配株主持分)
資本調達手段の種類		普通株式	第二種優先株式	新株予約権		
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	連結自己資本比率	101,336百万円	(注) 1 35,000百万円	255百万円	125百万円	116百万円
	単体自己資本比率	100,222百万円	(注) 1 35,000百万円	255百万円	—	—
配当率		—	12ヶ月TIBOR+1.15%	—	—	—
償還期限	有無	無	無	無	無	無
	日付	—	—	—	—	—
償還を可能とする特約	有無	無	無	無	無	無
	概要	—	—	—	—	—
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約	有無	無	有	無	無	無
	概要	—	平成22年12月29日から平成36年12月28日迄の取得請求期間内に本優先株式と引き換えに普通株式取得請求が可能。	—	—	—
元本の削減に係る特約	有無	無	無	無	無	無
	概要	—	—	—	—	—

(注) 平成30年5月11日付で第二種優先株式200億円を自己株式として取得後、消却を実施いたしました。その結果、消却実施後の第二種優先株式の「コア資本に係る基礎項目に算入された額」は、連結・単体ともに150億円となりました。

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各種リスクについて、それぞれのリスクに適したリスク管理を行うとともに、各種リスクを横断的に把握・評価し、それらのリスクが自己資本の額を超えないようにモニタリングすることで、自己資本の充実度を確認しております。

また、自己資本比率等を指標とし、十分な自己資本を確保するよう努めております。

4. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。当行では、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体のポートフォリオの信用リスクの分散を図っています。

個別債務者の信用リスク管理については、審査部門が個別債務者毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等の評価を行っています。評価は、新規与信実行時及び実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めています。

自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合に応じて資産の分類を行うものです。審査

部門は、自己査定の集計結果等を常務会及び取締役会に報告しています。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、審査部が、業種集中度や大口集中度等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っています。審査部は、モニタリング結果を定期的に常務会に報告しています。

当行では、行内格付制度を導入しています。行内格付制度は、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、当行では、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行ううえで、行内格付を利用しています。

また、当行では信用リスクの計量化を行い、信用リスク管理に活用しています。

○自己査定と償却・引当

当行では、金融検査マニュアル等に即した自己査定基準及び償却・引当基準を定めており、自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行っています。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しています。「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、直接償却または個別貸倒引当金の計上を行っています。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

当行では、中小企業等向けエクスポージャーを除く全ての法人等向けエクスポージャーについて、100%のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、金融機関及び第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付は、ムーディーズ・ジャパン (MDY)、S&Pグローバル・レーティング (S&P)、株式会社日本格付研究所 (JCR)、株式会社格付投資情報センター (R&I) の格付を採用しています。

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺等により、保有債権のリスクを削減する手法をいいます。

当行では、貸出等の与信行為を行うにあたり、返済可能性に関する十分な検証を行っていますが、そのうえで、信用リスクを軽減するために、担保や保証等をいただくことがあります。当行が適用している担保や保証の種類としては、担保では預金、有価証券、不動産等があり、不動産担保が大半を占めています。保証では、信用保証協会、政府関係機関及び保証会社による保証が主となっています。担保・保証の評価や管理等の手続については、当行が定める「担保事務手続」、「保証人事務手続」等の行内規程に基づいて、適切な取扱いを行っています。特に不動産担保については、厳正な担保評価を行うべく、詳細な規程を定めています。

また、貸出金と預金の相殺を行える取引としては、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引を対象としており、「貸出共通事務手続」等の行内規程に基づいて、手続を行います。

なお、自己資本比率算出にあたっては、金融庁告示の要件を満たす適格担保及び適格保証、貸出金と自行預金の相殺を、信用リスク削減手法として適用し、リスク・アセットを削減しています。適格担保の内容としては自行預金、国債、適格保証の内容としては住宅金融支援機構（前住宅金融公庫）や政府関係機関、地方公共団体の保証などが主なものです。

6. 派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行における派生商品取引としては、スワップ関連取引、外国為替先物予約取引等があります。派生商品取引における取引相手の信用リスクについては、取引相手毎にカレント・エクスポージャー方式^(注)により算出した信用リスク量の把握・管理を行っています。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の一つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して算出する方法です。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当行では、証券化取引へのオリジネーターやサービサーとしての関与はありませんが、投資家として証券化商品を保有しております。

証券化商品の購入に際しては、一定の信用力を有するものに限定し、新規の商品については、都度常務会の承認を得る等、行内規程に基づき適切な取組みを行っています。

当行の保有する証券化商品の裏付資産には、貸出金や有価証券と同様に市場リスク及び信用リスクが存在します。

なお、当行は再証券化商品を保有しておりません。

(2) 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化商品の管理については、資金運用部において、裏付資産の状況、時価情報及び適格格付機関による格付情報を適時取得し、統合リスク管理部は、計量化によりリスク量を把握する等、適切なリスク管理を行っています。

(3) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出に使用する方式の名称

「標準的手法」を採用しています。

(4) 証券化取引に関する会計方針

当行は証券化取引についてオリジネーターやサービサーとしての関与はありませんが、証券化商品の購入、管理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に則り、適正な会計処理を行っています。

(5) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付は、ムーディーズ・ジャパン (MDY)、S&Pグローバル・レーティング (S&P)、株式会社日本格付研究所 (JCR)、株式会社格付投資情報センター (R&I) の格付を採用しています。

なお、証券化エクスポージャーの種類に応じた適格格付機関の使い分けは行っていません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外部的な事象が生じることから、生じる損失にかかるリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクに関し、オペレーショナル・リスク管理基本方針を定め、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクに区分して管理しています。

主管部である事務統括システム部においては、事務リスク及びシステムに関わる事故データ等の管理・蓄積を行っているほか、リスクの状況に関して経営陣に定期的に報告しています。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当行では、自己資本比率算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」^(注)を採用しています。

(注) 「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

9. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

出資等のリスク管理につきましては、投資事業組合の事業報告に基づき、適正な会計処理を行っています。

リスク評価の方法としては、上場株式等につきましては、時価評価及びバリュエーション・リスク (VaR)^(注)によりリスク量を計測し、予め定めた損失限度枠の遵守状況をモニタリングしています。

また、非上場株式、子会社・関連会社株式、その他の株式等で時価のないものにつきましては、自己査定のプロセスの中で、財務諸表に基づいて算定する純資産額と取得簿価との比較による評価を行っています。

(注) VaR…一定の確率の下での予想最大損失額

10. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当行が管理する市場リスクの一つとして、金利リスクがあります。金利リスクとは、市場等における金利の変動により、保有する資産・負債の経済価値が変動し損失を被るリスクのことです。

当行では、金利リスクを適切にコントロールするためにリスクの計量化を行い、算出された金利リスク量の状況について、適時モニタリングを行っています。また、自己資本の一部をリスク量の上限として割り当てる資本配賦を実施しており、金利リスクを含めた市場リスク量合計が自己資本の範囲内に収めることを基本方針とし、運営しています。市場リスクの状況や金利リスクが自己資本に及ぼす影響等については、毎月の資金管理部会（常務会）において経営陣に報告しており、保有リスクの水準やリスクテイクの方針についての検討を行っています。

統合リスク管理部は、市場リスクの状況について、毎月、資金管理部会（常務会）において経営陣に報告しており、市場リスクが当行の自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認するとともに、市場リスクのコントロールに関する方針の検討を行っています。

(2) 銀行が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

当行では、銀行勘定（資産・負債勘定のうち、貸出金、預金、有価証券など）における金利リスクを算定するにあたり、計量可能なリスクについては、ベシス・ポイント・バリュエーション (BPV)^(注1)、ギャップ分析^(注2)、バリュエーション・アット・リスク (VaR) などの計測手法を用いて、計量しています。

その他、ストレステストやシミュレーションを行い、金利が大きく変動した場合等の想定しうる金利リスク量や損失額等の把握を行っています。

(注1) BPV…金利が0.01%変化した場合の時価損益

(注2) ギャップ分析…資産負債の残高を将来の金利改定期ごとに集計して、そのギャップを分析する手法

【定量的な開示事項】連結（平成29年3月期及び平成30年3月期）

1. その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
該当ありません。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(連結)

(単位：百万円)

項 目	平成29年3月31日		平成30年3月31日	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク	1,131,597	45,263	1,143,897	45,755
標準的手法が適用されるポートフォリオ	1,131,125	45,245	1,143,710	45,748
1. 現金	—	—	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
4. 国際決済銀行等向け	—	—	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	353	14	360	14
7. 国際開発銀行向け	—	—	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	115	4	107	4
9. 我が国の政府関係機関向け	8,951	358	11,204	448
10. 地方三公社向け	20	0	37	1
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	3,611	144	4,674	186
12. 法人等向け	665,840	26,633	682,831	27,313
13. 中小企業等向け及び個人向け	183,905	7,356	192,724	7,708
14. 抵当権付住宅ローン	78,225	3,129	74,588	2,983
15. 不動産取得等事業向け	41,535	1,661	39,049	1,561
16. 三月以上延滞等	4,298	171	3,920	156
17. 取立未済手形	—	—	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	8,027	321	7,871	314
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
20. 出資等	1,361	54	3,423	136
（うち出資等のエクスポージャー）	1,361	54	3,423	136
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
21. 上記以外	86,634	3,465	79,034	3,161
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するものの以外のもの）	32,097	1,283	32,132	1,285
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分）	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	54,536	2,181	46,902	1,876
22. 証券化(オリジネーターの場合)	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
23. 証券化(オリジネーター以外の場合)	8,207	328	8,763	350
（うち再証券化）	—	—	—	—
24. 複数の資産を裏付とする資産	27,222	1,088	29,483	1,179
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額	4,854	194	3,649	145
26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかった額	△5,700	△228	△5,700	△228
オフ・バランス取引等	13,660	546	7,684	307
CVAリスク相当額(簡便的リスク測定方式)	471	18	187	7
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—	—	—
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	59,622	2,384	59,324	2,372
総所要自己資本額		47,648		48,128

(注) 所要自己資本額 = リスクアセット × 4%

3. 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー地域別、業種別、残存期間別の期末残高

地域別、業種別

(連結) (単位：百万円)

	平成29年3月31日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
	(注)	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引
国内	1,911,785	1,384,367	526,357	1,060
国外	45,707	1,890	43,817	—
地域別合計	1,957,492	1,386,257	570,174	1,060
製造業	207,973	167,298	40,672	2
農業、林業	1,979	1,979	—	—
漁業	32	32	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	175	175	—	—
建設業	83,264	80,000	3,263	—
電気・ガス・熱供給・水道業	19,362	9,263	10,099	—
情報通信業	21,829	15,884	5,944	—
運輸業、郵便業	51,426	45,473	5,953	—
卸売業、小売業	122,897	97,043	25,854	0
金融業、保険業	98,045	53,312	43,674	1,058
不動産業、物品賃貸業	221,336	211,666	9,670	—
各種サービス業	159,067	155,578	3,489	—
国・地方公共団体	539,719	193,784	345,935	—
その他	430,380	354,764	75,616	—
業種別計	1,957,492	1,386,257	570,174	1,060

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

(連結) (単位：百万円)

	平成30年3月31日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
	(注)	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引
国内	1,940,530	1,411,523	528,380	626
国外	46,734	2,710	44,023	—
地域別合計	1,987,264	1,414,234	572,403	626
製造業	204,797	168,531	36,263	3
農業、林業	2,499	2,499	—	—
漁業	17	17	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	196	196	—	—
建設業	84,754	80,761	3,992	—
電気・ガス・熱供給・水道業	24,783	13,785	10,998	—
情報通信業	26,571	19,027	7,544	—
運輸業、郵便業	51,680	44,527	7,152	—
卸売業、小売業	116,654	96,287	20,365	1
金融業、保険業	94,323	50,745	42,955	622
不動産業、物品賃貸業	236,051	219,931	16,119	—
各種サービス業	163,269	155,101	8,167	—
国・地方公共団体	543,157	210,468	332,688	—
その他	438,506	352,351	86,155	—
業種別計	1,987,264	1,414,234	572,403	626

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

残存期間別

(連結)

(単位：百万円)

	平成29年3月31日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
	(注)	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引
1年以下	412,647	335,348	76,238	1,060
1年超3年以下	373,610	256,707	116,902	—
3年超5年以下	231,199	165,654	65,544	—
5年超7年以下	159,917	108,148	51,769	—
7年超10年以下	191,171	137,541	53,630	—
10年超	543,201	369,618	173,582	—
期間の定めのないもの	45,656	13,150	32,506	—
その他	85	85	—	—
残存期間別合計	1,957,492	1,386,257	570,174	1,060

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

(連結) (単位：百万円)

	平成30年3月31日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
	(注)	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引
1年以下	398,208	356,396	41,185	626
1年超3年以下	350,942	235,940	115,002	—
3年超5年以下	238,215	165,599	72,616	—
5年超7年以下	191,066	129,043	62,023	—
7年超10年以下	190,371	144,309	46,062	—
10年超	563,127	370,127	193,000	—
期間の定めのないもの	55,247	12,733	42,514	—
その他	80	80	—	—
残存期間別合計	1,987,264	1,414,234	572,403	626

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

三ヶ月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(連結)

(単位：百万円)

	平成29年3月31日	平成30年3月31日
国内	3,866	3,829
国外	—	—
地域別合計	3,866	3,829
製造業	456	658
農業、林業	—	—
漁業	32	17
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	526	500
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	2	1
運輸業、郵便業	1	46
卸売業、小売業	285	260
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	927	986
各種サービス業	592	417
地方公共団体	—	—
その他	1,042	939
業種別計	3,866	3,829

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中の増減額

(連結) (単位：百万円)

		期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	平成29年3月31日	3,174	△629	2,545
	平成30年3月31日	2,545	△355	2,189
個別貸倒引当金	平成29年3月31日	5,051	△275	4,775
	平成30年3月31日	4,775	△452	4,323
合 計	平成29年3月31日	8,226	△905	7,321
	平成30年3月31日	7,321	△808	6,513

- (注) 1. 当グループは、特定海外債権引当金勘定はありません。
 2. 一般貸倒引当金については地域別及び業種別又は取引相手の別の算定を行っておりません。
 3. 個別貸倒引当金は全て国内向けです。

業種別

(連結) (単位：百万円)

	個別貸倒引当金	
	平成29年3月31日	平成30年3月31日
製造業	1,003	779
農業、林業	14	0
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	1,668	1,500
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	218	12
運輸業、郵便業	96	51
卸売業、小売業	180	159
金融業、保険業	2	1
不動産業、物品賃貸業	483	371
各種サービス業	440	962
地方公共団体	—	—
その他	667	483
合 計	4,775	4,323

(3) 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(連結) (単位：百万円)

	貸出金償却	
	平成29年3月31日	平成30年3月31日
製造業	38	1,073
農業、林業	—	—
漁業	71	11
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	57	252
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	1,203
運輸業、郵便業	72	71
卸売業、小売業	193	178
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	138	224
各種サービス業	1,351	357
地方公共団体	—	—
その他	177	215
合 計	2,100	3,588

(4) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果をもとにした後の残高並びに1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

(連結) (単位：百万円)

	平成29年3月31日		平成30年3月31日	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	—	678,458	—	706,799
10%	—	172,622	—	192,704
20%	60,856	100	68,988	187
35%	—	223,501	—	213,109
50%	1	469	2	726
75%	—	245,207	—	256,966
100%	—	786,438	—	816,588
150%	—	1,868	—	1,707
250%	—	12,839	—	12,852
1250%	—	—	—	—
合 計	60,858	2,121,506	68,990	2,201,641

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

当行連結子会社における信用リスク削減手法に関する事項については該当がないため、単体の記載をご参照下さい。

5. 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

当行連結子会社における派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項については該当がないため、単体の記載をご参照下さい。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当行連結子会社における証券化エクスポージャーに関する事項については該当がないため、単体の記載をご参照下さい。

7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価

(連結) (単位：百万円)

	平成29年3月31日		平成30年3月31日	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場している出資等	16,117		15,816	
上記に該当しない出資等	2,385		4,446	
合 計	18,502	18,502	20,263	20,263

(2) 出資等の売却及び償却に伴う損益の額

(連結) (単位：百万円)

	平成29年3月31日	平成30年3月31日
売却損益額	369	6,898
償却額	—	0

(3) 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額、連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(連結) (単位：百万円)

	平成29年3月31日	平成30年3月31日
連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	7,971	6,189
連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

8. 金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

金利ショックに対する経済的価値の変動額

連結子会社は、運用勘定及び調達勘定に占める比率が小さいことから算出を行っていないため、単体の記載をご参照下さい。

【定量的な開示事項】単体（平成29年3月期及び平成30年3月期）

1. 自己資本の充実度に関する事項

(単体)

(単位：百万円)

項 目	平成29年3月31日		平成30年3月31日	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク	1,122,962	44,918	1,133,890	45,622
標準的手法が適用されるポートフォリオ	1,122,492	44,899	1,133,621	45,614
1. 現金	—	—	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
4. 国際決済銀行等向け	—	—	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	353	14	360	14
7. 国際開発銀行向け	—	—	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	115	4	107	4
9. 我が国の政府関係機関向け	8,951	358	11,204	448
10. 地方三公社向け	20	0	37	1
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	3,601	144	4,665	186
12. 法人等向け	670,997	26,839	687,530	27,501
13. 中小企業等向け及び個人向け	183,820	7,352	192,643	7,705
14. 抵当権付住宅ローン	78,225	3,129	74,588	2,983
15. 不動産取得等事業向け	41,535	1,661	39,049	1,561
16. 三月以上延滞等	4,262	170	3,892	155
17. 取立未済手形	—	—	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	8,027	321	7,871	314
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
20. 出資等	1,361	54	3,423	136
（うち出資等のエクスポージャー）	1,361	54	3,423	136
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
21. 上記以外	78,420	3,136	71,140	2,845
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のもの）	32,097	1,283	32,132	1,285
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分）	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	46,322	1,852	39,008	1,560
22. 証券化(オリジネーターの場合)	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
23. 証券化(オリジネーター以外の場合)	8,207	328	8,763	350
（うち再証券化）	—	—	—	—
24. 複数の資産を裏付とする資産	27,222	1,088	29,483	1,179
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額	4,804	192	3,621	144
26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかった額	△5,700	△228	△5,700	△228
オフ・バランス取引等	13,010	520	7,679	307
CVAリスク相当額(簡便的リスク測定方式)	470	18	187	7
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—	—	—
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	58,758	2,350	58,506	2,340
総所要自己資本額		47,484		47,962

(注) 所要自己資本額 = リスクアセット × 4%

2. 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー地域別、業種別、残存期間別の期末残高

地域別、業種別

(単位：百万円)

	平成29年3月31日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
	(注)	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引
国内	1,916,715	1,388,374	527,280	1,060
国外	3,826,077	1,890	43,817	—
地域別合計	1,962,423	1,390,264	571,097	1,060
製造業	207,962	167,298	40,661	2
農業、林業	1,979	1,979	—	—
漁業	32	32	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	175	175	—	—
建設業	83,264	80,000	3,263	—
電気・ガス・熱供給・水道業	19,362	9,263	10,099	—
情報通信業	21,799	15,884	5,915	—
運輸業、郵便業	51,426	45,473	5,953	—
卸売業、小売業	122,891	97,043	25,847	0
金融業、保険業	99,348	53,645	44,644	1,058
不動産業、物品賃貸業	225,236	215,566	9,670	—
各種サービス業	159,067	155,578	3,489	—
国・地方公共団体	539,719	193,784	345,935	—
その他	430,154	354,538	75,616	—
業種別計	1,962,423	1,390,264	571,097	1,060

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

(単位：百万円)

	平成30年3月31日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
	(注)	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引
国内	1,945,010	1,415,069	529,314	626
国外	5,468,174	2,710	44,023	—
地域別合計	1,991,744	1,417,780	573,337	626
製造業	538,057	168,531	36,253	3
農業、林業	7,102	2,499	—	—
漁業	53	17	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	589	196	—	—
建設業	246,277	80,761	3,992	—
電気・ガス・熱供給・水道業	52,354	13,785	10,998	—
情報通信業	64,597	19,027	7,514	—
運輸業、郵便業	140,609	44,527	7,152	—
卸売業、小売業	306,197	96,287	20,360	1
金融業、保険業	197,688	51,061	43,933	622
不動産業、物品賃貸業	686,198	223,381	16,119	—
各種サービス業	471,839	155,101	8,167	—
国・地方公共団体	964,095	210,468	332,688	—
その他	1,137,491	352,131	86,155	—
業種別計	1,991,744	1,417,780	573,337	626

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

残存期間別

(単位：百万円)

(単位：百万円)

	平成29年3月31日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
	(注)	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引
1年以下	416,880	339,581	76,238	1,060
1年超3年以下	373,610	256,707	116,902	—
3年超5年以下	231,199	165,654	65,544	—
5年超7年以下	159,917	108,148	51,769	—
7年超10年以下	191,171	137,541	53,630	—
10年超	543,201	369,618	173,582	—
期間の定めのないもの	46,440	13,010	33,430	—
その他	—	—	—	—
残存期間別合計	1,962,423	1,390,264	571,097	1,060

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

(単位：百万円)

(単位：百万円)

	平成30年3月31日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
	(注)	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引
1年以下	1,119,605	360,162	41,185	626
1年超3年以下	820,654	235,940	115,002	—
3年超5年以下	566,411	165,599	72,616	—
5年超7年以下	448,014	129,043	62,023	—
7年超10年以下	474,977	144,309	46,062	—
10年超	1,302,220	370,117	193,000	—
期間の定めのないもの	81,260	12,604	43,448	—
その他	—	—	—	—
残存期間別合計	1,991,744	1,417,780	573,337	626

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

三ヶ月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

(単位：百万円)

	平成29年3月31日	平成30年3月31日
国内	3,825	3,728
国外	—	—
地域別合計	3,825	3,728
製造業	456	658
農業、林業	—	—
漁業	32	17
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	526	500
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	2	1
運輸業、郵便業	1	46
卸売業、小売業	285	260
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	921	986
各種サービス業	592	417
地方公共団体	—	—
その他	1,006	838
業種別計	3,825	3,728

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	平成29年3月31日	2,831	△558	2,272
	平成30年3月31日	2,272	△318	1,954
個別貸倒引当金	平成29年3月31日	4,377	△218	4,159
	平成30年3月31日	4,159	△273	3,885
合 計	平成29年3月31日	7,208	△218	6,432
	平成30年3月31日	6,432	△591	5,840

- (注) 1. 当行は、特定海外債権引当金勘定はありません。
 2. 一般貸倒引当金については地域別及び業種別又は取引相手の別の算定を行っておりません。
 3. 個別貸倒引当金は全て国内向けです。

業種別

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金	
	平成29年3月31日	平成30年3月31日
製造業	983	765
農業、林業	12	0
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	1,667	1,500
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	218	12
運輸業、郵便業	96	51
卸売業、小売業	179	159
金融業、保険業	2	1
不動産業、物品賃貸業	483	371
各種サービス業	429	956
地方公共団体	—	—
その他	85	67
合 計	4,159	3,885

(3) 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	貸出金償却	
	平成29年3月31日	平成30年3月31日
製造業	38	1,073
農業、林業	—	—
漁業	71	11
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	57	252
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	1,203
運輸業、郵便業	72	71
卸売業、小売業	193	178
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	138	224
各種サービス業	1,351	357
地方公共団体	—	—
その他	25	3
合 計	1,949	3,376

(4) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成29年3月31日		平成30年3月31日	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	—	678,458	—	706,799
10%	—	172,622	—	192,704
20%	60,806	100	68,941	187
35%	—	223,501	—	213,109
50%	1	458	2	705
75%	—	245,094	—	256,857
100%	—	782,774	—	812,384
150%	—	1,856	—	1,705
250%	—	12,839	—	12,852
1250%	—	—	—	—
合 計	60,808	2,117,704	68,943	2,197,306

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成29年3月31日	平成30年3月31日
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー ^(注)	21,202	19,743
保証又はクレジットデリバティブが適用されたエクスポージャー	4,630	3,340

(注) 預金担保、国債担保が該当

4. 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

(単位：百万円)

	平成29年3月31日	平成30年3月31日
グロス再構築コストの額	764	246
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案前）	1,060	626
派生商品取引	1,060	626
外国為替関連取引	1,002	571
金利関連取引	—	—
その他取引	57	54
クレジットデリバティブ	—	—
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案後）	1,060	626

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 当行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

(2) 当行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

① 投資家として保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

区 分	平成29年3月31日	平成30年3月31日
住宅ローン債権	15,901	17,950
クレジットカード与信・割賦債権	7,602	8,314
オートローン債権	15,240	14,681
リース料債権	999	521
その他貸付債権	1,293	2,350
合 計	41,036	43,818

②投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトごとの残高及び所要自己資本

(単体)

(単位：百万円)

区 分	平成29年3月31日		平成30年3月31日	
	残 高	所要自己資本額	残 高	所要自己資本額
20%	41,036	328	43,818	350
50%	—	—	—	—
100%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合 計	41,036	328	43,818	350

(注) 所要自己資本額 = リスクアセット × 4%

③自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。

④自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません。

6. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価

(単体)

(単位：百万円)

	平成29年3月31日		平成30年3月31日	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場している出資等	16,016		17,731	
上記に該当しない出資等	3,359		5,420	
合 計	19,375	19,375	23,152	23,152

(2) 出資又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単体)

(単位：百万円)

	平成29年3月31日	平成30年3月31日
売却損益額	369	3,331
償却額	—	—

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単体)

(単位：百万円)

	平成29年3月31日	平成30年3月31日
貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	7,921	6,147
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

7. 金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額
金利ショックに対する経済的価値の変動額

(単体)

(単位：百万円)

		99%タイル値	1%タイル値
経済的価値の変動額	平成29年3月31日	△5,360	10,135
	平成30年3月31日	△7,494	9,815

<計測方法及び前提条件>

- ①連結子会社は、運用勘定及び調達勘定に占める比率が小さいことから、単体のみ計測しております。
- ②金利リスク量は、保有期間1年、観測期間5年の計測による金利変動の99%タイル値及び1%タイル値を金利ショックとした経済的価値変動額としております。
- ③金利リスク量は、運用勘定と預金等の調達勘定を相殺しております。
- ④流動性預金のうちコア預金については、内部モデルによる預金残高の推計に基づき、金利リスク量を計測しております。

【報酬等に関する開示事項】

1. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当社の取締役及び監査役であります。なお、社外取締役及び社外監査役を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当社の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役員及び従業員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役員及び従業員で、対象従業員等に該当する者はおりません。

(ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、銀行持株会社又は銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であります。

なお、主要な連結子法人等に該当する法人はございません。

(イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当社の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

(ウ) 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「グループ業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

対象役職員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の総額（上限額）を決定しております。株主総会で決議された取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会に一任されております。また、監査役の報酬の個人別の配分については、監査役の協議に一任されております。

2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

(1) 報酬等に関する方針について

① 「対象役員」の報酬等に関する方針

当行は、役員の報酬等の構成を

- ・基本報酬
- ・賞与
- ・株式報酬型ストックオプション

としております。

基本報酬は役員としての職務内容・人物評価・業務実績等を勘案し、賞与は、当行の連結業績を勘案して決定しております。株式報酬型ストックオプションは、業務執行から独立した立場である社外役員を対象外としたうえで、中長期的な業績の向上と企業価値の持続的発展を期待し、一定の権利行使期間を設定し、役員の職位に応じた新株予約権を付与しております。

報酬の決定にあたっては、客観性を確保するため、第三者機関である外部評価委員会より妥当性について評価・助言を受け、役員の報酬等は、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で、

取締役会にて決定しております。

なお、監査役の報酬については、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で、社外監査役を含む監査役の協議により決定しております。

3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役職員の報酬等の決定にあたっては、株主総会で役員全員の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額

(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

区分	人数	報酬等の 総額 (百万円)	固定報酬の総額				変動報酬の総額				退職 慰労金	その他
			基本 報酬	株式 報酬型 ストック オプション	その他	基本 報酬	賞与	その他				
対象役員 (除く社外 役員)	7	146	146	125	20	—	—	—	—	—	—	—

(注) 株式報酬型ストックオプションの権利行使時期は以下のとおりであります。

なお、当該ストックオプション契約では、行使期間中であっても権利行使は役職員の退職時まで繰延べることとしております。

	行使期間
株式会社 東和銀行 第1回新株予約権	平成22年8月4日から 平成47年8月3日まで
株式会社 東和銀行 第2回新株予約権	平成23年8月13日から 平成48年8月12日まで
株式会社 東和銀行 第3回新株予約権	平成24年8月4日から 平成49年8月3日まで
株式会社 東和銀行 第4回新株予約権	平成25年8月3日から 平成50年8月2日まで
株式会社 東和銀行 第5回新株予約権	平成26年8月7日から 平成51年8月6日まで
株式会社 東和銀行 第6回新株予約権	平成27年8月7日から 平成52年8月6日まで
株式会社 東和銀行 第7回新株予約権	平成28年8月13日から 平成53年8月12日まで
株式会社 東和銀行 第8回新株予約権	平成29年8月11日から 平成54年8月10日まで

5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。